

第7号様式（第6条関係）  
海老名市指令第17号

### 一般廃棄物処理業許可証（処分業）

住 所 綾瀬市吉岡709番地

氏 名 株式会社 タズミ  
代表取締役 田墨 幸一郎

平成29年2月20日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	海老名市上郷四丁目2番8号 株式会社タズミ プラターン海老名工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処分の方法	中間処分<固形燃料化>（選別・破碎・成形）
営業の区域	海老名市全域
処理料金	指定なし
営業許可期間	自平成29年4月1日 至平成31年3月31日
条件	別紙のとおり

平成29年3月23日

海老名市長 内 野



（教示）

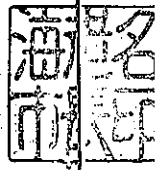
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<注意> 許可証（写）だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。  
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。

	申請 年月日	許可 年月日	事 項	変更内容	許可印
事業 範囲 の 変 更 記 録					

	変更年月日	事 項	変 更 内 容
氏名・代表者・事務所の所在地等の変更			



(別紙)

許 可 条 件

業者名： 株式会社 タズミ

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び規則（平成5年条例第8号、平成5年規則第9号）を順守し、並びに海老名市長の指示に従い適正に処理すること。
2. 中間処分にあたっては、常に環境衛生の保持に努め、廃棄物及び汚水が飛散、流出しないようにすること。また悪臭、騒音又は振動等によって市民に迷惑をかけるないようにすること。
3. 許可を受けた者が、許可事項の変更等を必要とする場合は、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成5年規則第9号）に定める手続きをしなければならない。
4. 近隣からの臭気、振動、騒音等の苦情及びトラブルについては、自らの責任において速やかに処理すること。
5. 中間処分計画書の内容に変更が生じる場合には、市と事前協議をすること。

